平成２２年（フ）第１６９３号
京都市右京区山ノ内荒木町14番地
債務者　中尾フサ子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６３号
京都市伏見区久我東町202番地１　ジュネット京都・久我の杜201号
債務者　大塚　　亨
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７５号
京都府京田辺市東古森14番地の３
債務者　内藤　美幸
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８９６号
兵庫県尼崎市神田北通５丁目133番地の１　サンプラザ尼崎18―102号
債務者　小林　久美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番３―309号
債務者　多田　辰男
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２５号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番３―309号
債務者　多田喜美子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９８号
鳥取県鳥取市吉方183番地　ロイヤルマンション佐竹205号、旧住所鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目453番地　453ハイツＡ号
債務者　伊井野一郎
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２００号
鳥取県鳥取市円通寺69番地、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字本庄281番地１
債務者　小林　久人（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１６号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2098番地、旧住所鳥取県倉吉市秋喜西町28番地　ラ・エテルナＢ102号
債務者　折本　千恵
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３５号
鳥取県鳥取市西品治621番地
債務者　木下　美江
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４３号
広島県尾道市因島中庄町2121番地１　２Ｆ―201号
債務者　箱崎　道春
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
愛媛県松山市古川西２丁目８番１号　西沢マンションＮＯ―１―402号
債務者　宇都宮孝志
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４８６号
愛媛県松山市辻町８番21号　白石グランドハイツ207号
債務者　宮田　　実
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４９９号
愛媛県松山市東石井１丁目９番21号　コーポエイワ202号
債務者　吉村　正人
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３５５号
福岡県久留米市田主丸町殖木260番地５
債務者　魚形　知輔
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３６１号
福岡県久留米市野中町630番地６
債務者　川原　智子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４００号
福岡県久留米市本町15番地22　カサベルデ本町606号
債務者　木戸　國廣
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部